

令和2年度定期消耗品の購入 に係る一般競争入札説明書

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和2年2月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房会計部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房会計部門

原子力規制委員会原子力規制庁の物品の調達に係る入札公告（令和2年2月3日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度定期消耗品の購入

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

令和2年2月18日（火） 12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門

（六本木ファーストビル18階）

6. 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月4日（水） 15時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

開札は入札後直ちに行う。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
12. 契約書作成の要否 要
13. 契約条項 契約書（案）による。
14. 支払の条件 契約書（案）による。
15. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9番 9号
17. その他
- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本件に関する照会先
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 手代木 祐一
電話：03-5114-2103
FAX：03-5114-2174
メールアドレス：yuichi_teshirogi@nsr.go.jp
- (3) 契約締結日までに令和2年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。
また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
なお、本調達は、令和2年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省序統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い
代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができます。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたとき若しくは指名されなかつたときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかつた入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

18. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式 1)

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

(復) 代理人役職・氏名 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和2年度定期消耗品の購入

2 入札金額 : 金額 円也

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2-①)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 殿

所 在 地

(委任者) 商号又は名称

代表者役職・氏名

印

代理 人 所 在 地

(受任者) 所属(役職名)

代理 人 氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

1 令和2年度定期消耗品の購入の入札に関する一切の件

2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式2-②)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 殿

代理人所在地

(委任者) 商号又は名称

所属(役職名)

代理人氏名

印

復代理人所在地

(受任者) 所属(役職名)

復代理人氏名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度定期消耗品の購入の入札に関する一切の件

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

1. 件名 令和2年度定期消耗品の購入

2. 品目、仕様・規格及び年間予定数量

(1) 品目、仕様・規格及び年間予定数量は、別紙1「令和2年度定期消耗品一式」とおり。

(2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達物品「文具類」に該当する品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすことであること、かつ、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を遵守すること。

(3) 別紙1「令和2年度定期消耗品一式」の「参考商品」と同等またはそれ以上のもの（仕様に間伐材の使用を明記している品目以外の品目についても間伐材を使用した製品が望ましい。）。

なお、参考商品以外の商品で入札に参加する場合は、当該商品の製造先・仕様・規格等全てが分かる資料（様式自由。以下同じ。）及びサンプル（鉛筆の場合は1本等。以下同じ。）を提出すること。（なお、提出された当該商品のサンプルは、審査で使用するものであり、返却しない。以下同じ。）

また、参考商品以外の商品については、実使用等を勘案し審査を行うものであり、当該商品の1品目でも不適合品と判断した場合は、不合格となる。このため、参考商品以外の商品を選定する際に、疑義等が生じる場合は、事前に当該商品の製造先・仕様・規格等全てが分かる資料及びサンプルを提出し、照会すること。

3. 契約方法

品目ごとの単価契約とする。

4. 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

5. 納入場所

別紙2のとおり

6. 納入方法

(1) 発注は、別に定める発注様式により原則月1回行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合に限って追加発注がある。

(2) 発注日は、担当職員と事業者で協議して決定する。

なお、発注日が土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）の場合は、翌日とする。

(3) 納品物は、原則、発注日から起算して10日以内（休日を含む。）に納入すること。

なお、納入期限末日が休日の場合は、翌日とする。ただし、「令和3年3月分」の発注に係る納品は、令和3年3月31日までに納品すること。

- (4) 納入に当たっては、部課室ごとに仕分けをして、標示票等によりそれが判別できるようすること。(詳細は、契約後示す。)

また、六本木ファーストビルにある課室等については、長官官房会計部門、その他については、別紙2の住所に納品すること。なお、納入場所については府内移動、事務所移転・増設等により、変更・追加する可能性もある。

- (5) 納品に当たっては、納品場所の担当職員の確認を受けること。

7. 請求方法

事業者は、請求内訳書を添付の上、官署支出官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参考官に請求するものとする。

なお、請求書を受領した後の支払及び契約書に定める遅延利息が発生した場合の支払いは、官署支出官が行う。

8. その他

- (1) 紛争又は疑義が生じた場合には、事業者とその都度協議して円滑に解決する。
- (2) 年間予定数量は、年間調達数量を保証するものではない。
- (3) 契約の履行に当たってディーゼル車を使用する場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。
- (4) 契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。また、自動車で納品物を搬入させる際、所要の手続（作業届の提出等）が必要となる場合は、担当職員の指示によること。
- (5) 納入期限、納入場所、契約数量等の内容その他事業者の疑義に関し、契約に定めるところを変更する場合には、事業者と協議する。
- (6) その他の詳細については、担当職員の指示に従うこと。

「令和2年度定期消耗品一式」

番号	品目	仕様・規格	商品名	単位	予定数量
1	鉛筆	芯の硬さ：HB 芯の色：黒色 1箱12本入	三菱鉛筆 K9800 EWHB	箱 (12 本 入)	5
		芯の硬さ：B 芯の色：黒色 1箱12本入	三菱鉛筆 K9800 EWB		5
2	シャープペンシル	芯の太さ：0.5 mm 軸の色(ブラック)	ゼブラ タブリクリップ MN5-BK	箱 (10 本 入)	60
3	シャープペンシル 替芯	芯の太さ：0.5 mm 芯の硬さ：HB 芯の色：黒色 1個40本入	パイロット neox GRAPHITE HRF5G-20-HB	箱 (10 個 入)	15
		芯の太さ：0.5 mm 芯の硬さ：B 芯の色：黒色 1個40本入	パイロット neox GRAPHITE HRF5G-20-B		20
4	ボールペン	インクの色：黒色 インキ：油性 線の太さ：0.7 mm 単純ノック式 ロングリフィル対応	mitsubishi pencil JETSTREAM 黒 0.7	箱 (10 本 入)	155
5	ボールペン替芯	上記のボールペン の替芯 インクの色：黒色 線の太さ：0.7 mm ロングリフィル	ぺんてる BKL7-A 黒	箱 (10 本 入)	10
6	ボールペン	インクの色：赤色 インキ：油性 線の太さ：0.7 mm 単純ノック式 ロングリフィル対応	ぺんてる e ボール BK127-B 赤	箱 (10 本 入)	60

7	ボールペン替芯	上記のボールペンの替芯 インクの色：赤色 線の太さ：0.7 mm ロングリフィル	ぺんてる B K L 7 – B 赤	箱 (10本入)	5
8	ボールペン	インクの色：青色 インキ：油性 線の太さ：0.7 mm 単純ノック式 ロングリフィル対応	ぺんてる e ボール B K 1 2 7 – C 青	箱 (10本入)	30
9	ボールペン替芯	上記のボールペンの替芯 インクの色：青色 線の太さ：0.7 mm ロングリフィル	ぺんてる B K L 7 – C 青	箱 (10本入)	10
10	サインペン	水性 インクの色：黒色 線の太さ：0.8 mm	ぺんてる S 5 2 0 – AD 黒	箱 (10本入)	35
		水性 インクの色：赤色 線の太さ：0.8 mm	ぺんてる S 5 2 0 – BD 赤		25
		水性 インクの色：青色 線の太さ：0.8 mm	ぺんてる S 5 2 0 – CD 青		25
11	油性マーカー	インクの色：黒色 芯の太さ：中	三菱鉛筆 P A – 1 5 2 T R. 2 4 黒	箱 (10本入)	5
12	油性マーカー	インクの色：赤色 芯の太さ：中	三菱鉛筆 P A – 1 5 2 T R. 1 5 赤	箱 (10本入)	5
13	ホワイトボードマーカー	インクの色：黒色 芯の太さ：中字丸芯	パイロット ボードスター W M B M – 1 2 1 – B 黒	本	150

14	ホワイトボードマーカー カートリッジ	上記のホワイトボードマーカーの補充用インク インクの色：黒色	パイロット P-WM R F 8-B 黒	本	100
15	ホワイトボードマーカー	インクの色：赤色 芯の太さ：中字丸芯	パイロット ボードマスター W M B M - 1 2 1 - R 赤	本	70
16	ホワイトボードマーカー カートリッジ	上記のホワイトボードマーカーの補充用インク インクの色：赤色	パイロット P-WM R F 8-R 赤	本	30
17	ホワイトボードマーカー	インクの色：青色 芯の太さ：中字丸芯	パイロット ボードマスター W M B M - 1 2 1 - L 青	本	70
18	ホワイトボードマーカー カートリッジ	上記のホワイトボードマーカーの補充用インク インクの色：青色	パイロット P-WM R F 8-L 青	本	30
19	蛍光ペン	インクの色：黄 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 2 黄	箱 (10本入)	70
20	蛍光ペン	インクの色：桃 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 1 3 桃	箱 (10本入)	40
21	蛍光ペン	インクの色：緑 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 6 ミドリ	箱 (10本入)	30
22	蛍光ペン	インクの色：橙(オレンジ) 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 4 橙	箱 (10本入)	30

23	蛍光ペン	インクの色：空色 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 48 空色	箱 (10本入)	15
24	蛍光ペン	インクの色：青 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 33 青	箱 (10本入)	15
25	蛍光ペン	インクの色：紫 芯の太さ：太字角芯・細字丸芯両用 水性顔料	三菱鉛筆 E C O W R I T E R P R O P U S 2 P U S - 1 0 1 T E WR. 12 紫	箱 (10本入)	20
26	朱肉	サイズ：大 規格：50号丸	丸山工業 N B - 5 0	個	40
27	朱肉補充液	上記の朱肉の補充液 油性顔料系インキ	丸山工業 B C - 6	個	5
28	スタンプ台	インクの色:黒色、赤色、青色	三菱鉛筆 H S P - 2 F. 2 4 黒	個	10
			三菱鉛筆 H S P - 2 F. 1 5 赤		10
			三菱鉛筆 H S P - 2 F. 3 3 青		5
29	綴込表紙	形式：A3縦 縦430×横307mm 穴数：4穴 材質：背・コーナー布貼り、表紙クロス貼り	コクヨ ツ-8	組	70
30	Dリングファイル	形式：A4縦 サイズ：20mm 背見出し交換可	キングジム 691 (青)	冊	150
31	Dリングファイル	形式：A4縦 サイズ：35mm 背見出し交換可	キングジム 697 (青)	冊	150

32	クリヤーホルダー	形式：A4 色：透明 サイズ（タテ・ヨコ）：307・220mm	コクヨ フーT750 N 透明	袋（5枚入）	2,000
33	クリヤーホルダー（カラー）	形式：A4 色：赤 サイズ（タテ・ヨコ）：307・220mm	コクヨ フーT750 N-1 赤	袋（5枚入）	50
		形式：A4 色：黄 サイズ（タテ・ヨコ）：307・220mm	コクヨ フーT750 N-2 黄		100
		形式：A4 色：黄緑 サイズ（タテ・ヨコ）：307・220mm	コクヨ フーT750 N-4 黄緑		150
		形式：A4 色：青 サイズ（タテ・ヨコ）：307・220mm	コクヨ フーT750 N-6 青		150
		形式：A4 色：ピンク サイズ（タテ・ヨコ）：307・220mm	コクヨ フーT750 N-8 ピンク		100
34	Lホルダー	形式：A4、タテ型、2穴 色：赤	キングジム 730 赤	袋（5枚入）	110
		形式：A4、タテ型、2穴 色：黄	キングジム 730 黄		100
		形式：A4、タテ型、2穴 色：緑	キングジム 730 緑		100
		形式：A4、タテ型、2穴 色：青	キングジム 730 青		120
35	透明ポケット	形式：A4、タテ型、30穴 色：青 1パック10枚入	キングジム 103C P 青	パック（10枚入）	600

36	クリアーファイル	形式：A4縦 色：青 ポケット数：20枚	キングジム 132C 青	冊	85
		形式：A4縦 色：青 ポケット数：40枚	キングジム 132CW 青		55
37	パイプファイル(タテ型)	形式：A4縦 色：青 とじ厚：30mm 背幅46mm以下 カラーインデックス1組付き	キングジム 2473 GXA	冊	450
		形式：A4縦 色：青 とじ厚：50mm 背幅66mm以下 カラーインデックス1組付き	キングジム 2475 GXA		300
		形式：A4縦 色：青 とじ厚：60mm 背幅76mm以下 カラーインデックス1組付き	キングジム 2476 A		150
		形式：A4縦 色：青 とじ厚：80mm 背幅96mm以下 カラーインデックス1組付き	キングジム 2478 GXA		250
		形式：A4縦 色：青 とじ厚：100mm 背幅116mm以下 カラーインデックス1組付き	キングジム 2470 A		250
38	パイプファイル(ヨコ型)	形式：A4横 とじ厚：50mm 背幅：66mm以下	キングジム・2485 A		15

		カラーインデックス 1組付き			
39	ボックスファイル	形式：A4 色：青 フタ付	ライオン OL-6	個	10
		形式：A4 色：5色 フタ無 縦・横・背幅：260・ 316・78mm	ライオン CS-10 80E	パック (5 冊 入)	55
		形式：A4 色：3枚1組 フ タ無 縦・横・背幅：260・ 316・105mm	ライオン CS-11 00E	パック (3 冊 入)	80
		形式：B4 色：青 縦・横・背幅：292・ 385・102mm	コクヨ B4-LFD-B	パック (5 冊 入)	10
40	フラットファイル (タテ型)	形式：A4 縦、2 穴 色：水 収容寸法：15mm 間伐材使用のこと	コクヨ フーVK10 B A4 ブルー (間伐材)	パック (10 冊 入)	100
		形式：A4 縦、2 穴 色：ピンク 収容寸法：15mm 間伐材使用のこと	コクヨ フーVK10 P A4 ピンク (間伐材)		70
		形式：A4 縦、2 穴 色：グレー 収容寸法：15 mm 間伐材	コクヨ フーVK10 M A4 グレー (間伐材)		80
		形式：A4 縦、2 穴 色：黄 収容寸法：15mm 間伐材使用のこと	コクヨ フーVK10 Y A4 黄 (間伐材)		100

		形式：A4縦、2穴 色：緑 収容寸法：15mm 間伐材使用のこと	コクヨ フーVK10 G A4 緑（間伐材）		120
		形式：A4縦、2穴 色：コバルトブルー 収容寸法：18mm	コクヨ フーV10C B A4 コバルトブルー		120
		形式：A4縦、2穴 色：紫 収容寸法：18mm	コクヨ フーV10V A4 紫		100
		形式：B5縦、2穴 色：水 収容寸法：15mm	コクヨ フーV11B 水		30
41	フラットファイル (ヨコ型)	形式：A4横 色：水 穴数：2穴 収容寸法：15mm	コクヨ フーV15B 水	冊	150
42	のび～るファイル エスヤード	形式：A4縦 色：青 サイズ（タテ・ヨコ）：302・220mm 1パック10冊入	セキセイ AE-50 F-10×10	パック	10
43	カラーレールクリアホルダー	形式：A4縦 色：青 サイズ（タテ・ヨコ）：302・220mm 収容枚数約20枚	コクヨ フー760B	冊	200
44	持ち出しフォルダー	形式：A4 縦・横・マチ幅： 240(+15)・311・ 30mm マチ部分に破れ防止用の補強テープ付	ライオン A4-AP F-R	冊	70

45	ファイルボックス	形式：A4縦 色：青	コクヨ フーE450 B	個	300
46	段ボール箱	規格：大（宅急便 120cm以内） 外寸：幅・奥・高： 465・325・295mm 1パック10枚入り	ジョインテックス B 021J-L	パック (10枚入)	10
47	用箋挟	形式：A4縦 ペンホルダー付 色：青	セキセイ SSS-3 056P	枚	100
		形式：A4横 ペンホルダー付 色：青	セキセイ SSS-3 057P		100
48	ブックエンド	規格：中（T字型、 2枚組） 幅：幅・奥・高： 154・130・ 170mm 色：ライトグレー	コクヨ BS-33NM	組	100
49	シストレー	外寸法：258× 342×70mm 内寸法：242× 324×63mm	セキセイ STX-6 0	個	30
50	シストレー（フタ付）	外寸法：258× 342×70mm 内寸法：242× 324×63mm 色：黒	セキセイ STX-7 0-60	個	30
51	シストレー（フタ付）	外寸法：258× 342×70mm 内寸法：242× 324×63mm 色：赤	セキセイ STX-7 0-20	個	50
52	シストレー（フタ付）	外寸法：258× 342×70mm 内寸法：242× 324×63mm 色：青	セキセイ STX-7 0-10	個	15

53	付箋紙（小小サイズ）	サイズ：縦50×横15mm 色：イエロー、ピンク、ブルー、グリーン 1パック4色500枚入(100枚×5)	3M 700RP-K	パック	500
54	付箋紙（小サイズ）	サイズ：縦75×横14mm 色：イエロー、ピンク、ブルー、グリーン 1パック4色400枚入(100枚×4)	3M 560RP-K	パック	140
55	付箋紙（中サイズ）	サイズ：縦75×横25mm 色：イエロー 1パック200枚入(100枚×2)	3M 500RP-Y N	パック	520
		サイズ：縦75×横25mm 色：ピンク 1パック200枚入(100枚×2)	3M 500RP-P N		350
		サイズ：縦75×横25mm 色：ブルー 1パック200枚入(100枚×2)	3M 500RP-B N		300
56	付箋紙（大サイズ）	サイズ：縦75×横75mm 色：イエロー 1パック100枚入(100枚)	3M 654RP-Y N	パック	800
		サイズ：縦75×横75mm 色：ピンク 1パック100枚入(100枚)	3M 654RP-P N		500

		サイズ：縦75× 横75mm 色：ブルー 1パック100枚 入(ノート100枚)	3M 654RP-B N		500
57	付箋紙（大大サイズ）	サイズ：縦75× 横100mm 色：イエロー 1パック100枚 入(ノート100枚)	3M 657RP-Y	パック	400
58	付箋フィルム (透明見出し)	フラッグサイズ： 縦44×横25 mm 色：イエロー 1パック50枚	3M 680DN-3 50枚×1 ディスペンサー入り	パック	260
	付箋フィルム (透明見出し)	フラッグサイズ： 縦44×横25 mm 色：ローズ 1パック50枚	3M 680DN-1 50枚×1 ディスペンサー入り	パック	150
	付箋フィルム (透明見出し)	フラッグサイズ： 縦44×横25 mm 色：スカイブルー 1パック50枚	3M 680DN-2 50枚×1 ディスペンサー入り	パック	170
59	付箋フィルム (透明見出し詰替用)	上記の付箋フィルムの詰替え用 色：イエロー 1パック50枚×2	3M 680RN-3 イエロー	パック	450
	付箋フィルム (透明見出し詰替用)	上記の付箋フィルムの詰替え用 色：ローズ 1パック50枚×2	3M 680RN-1 ローズ	パック (2個入)	250
	付箋フィルム (透明見出し詰替用)	上記の付箋フィルムの詰替え用 色：スカイブルー 1パック50枚×2	3M 680RN-2 スカイブルー	パック (2個入)	170

60	付箋フィルム (透明見出し)	サイズ：縦44× 横10mm 色：メロン、イエロー、オレンジ、ローズ、パープル、スカイブルー 1パック6色×20枚	3M 683NEH	パック	1,000
61	カラーインデックス	形式：A4、タテ型、2穴 5色5山6枚1組 1冊10組入	キングジム 907	冊 (10組入)	240
		形式：A4、タテ型、2穴 5色10山11枚 1組 1冊1組	キングジム 907-10Y	冊 (1組入り)	900
62	カラーインデックス	形式：A4、ヨコ型、2穴 5色5山6枚1組 1冊10組入	キングジム 908	冊 (10組入)	45
63	インデックス(青小)	サイズ：18×25mm 色：青	コクヨ ターE20N B 1袋(176片入)	箱 (20袋入)	5
64	インデックス(青中)	サイズ：23×29mm 色：青	コクヨ ターE21N B 1袋(120片入)	箱 (20袋入)	10
65	インデックス(青大)	サイズ：27×34mm 色：青	コクヨ ターE22N B 1袋(90片入)	箱 (20袋入)	10
66	インデックス(赤小)	サイズ：18×25mm 色：赤	コクヨ ターE20N R 1袋(176片入)	箱 (20袋入)	5
67	インデックス(赤中)	サイズ：23×29mm 色：赤	コクヨ ターE21N R 1袋(120片入)	箱 (20袋入)	3
68	ペーパーパッチ	1袋280片	コクヨ ターE51 袋(280片・10包)	箱 (10袋入)	35

69	プリンタラベル (ノーカット)	サイズ：A4 (210×297mm) 色：白 1袋100シート入	エーワン マルチプリンタラベル 31332	袋(100シート入)	15
70	プリンタラベル (12面)	サイズ：A4 面数：12面 一片サイズ：86.4×42.3mm 1袋100シート入	エーワン マルチプリンタラベル 31334	袋(100シート入)	50
71	レーザープリンタ専用紙（名刺用）	形式：A4 面数：10面（両面印刷） 一片サイズ：91×55mm 1袋100シート（1,000枚）入	エーワン マルチカード名刺 (レーザー専用) 51338	袋(100シート入)	150
72	こより（短）	サイズ：30cm 1束100本入り	大橋丹治 DM10	束(100本入)	10
73	こより（長）	サイズ：60～66cm 1束100本入り	大橋丹治 DM22	束(100本入)	15
74	綴紐	サイズ：45cm 1束100本入り	コクヨ ツ-E100	束(100本入)	15
75	ビニールひも	規格：300m巻	再生PP使用 松浦産業 300W	巻	150
76	紙ひも	規格：太さ約2mm、100m巻	マルアイ カヒー10	巻	15
77	ガムテープ (クラフト粘着テープ)	サイズ：幅50mm×長さ50m テープ厚：0.14mm 古紙パルプ配合率40%以上	ニチバン No. 3105-50	巻	45
78	ガムテープ (布粘着テープ)	サイズ：幅50mm×長さ25m テープ厚：0.3	ニチバン No. 150-50	巻	110

		1 mm 素材：再生P E T 繊維			
79	養生用テープ	サイズ：幅50 mm×長さ25m 色：緑 テープ厚：0.105mm 基材：P E T	セキスイ N738M 04	巻	130
80	セロテープ	サイズ：幅18mm×長さ35m 紙箱入	3M BH-18N	巻	60
81	メンディングテー プ（大巻）	サイズ：幅18mm×長さ50m 紙箱入	3M S c o t c h 810-3-18	巻	50
82	両面テープ	サイズ：幅15mm×長さ20m 古紙パルプ配合率 (テープ40%以上)	ニチバン NW-15 ECO	巻	100
83	カバーアップテー プ	サイズ：幅8.5mm×長さ10m ディスペンサー付	3M CV-8N	巻	5
84	カバーアップテー プ詰替え用	上記のカバーアップテープの詰替え用 サイズ：幅8.5mm×長さ10m	3M CV-8RN	巻	5
85	カバーアップテー プ	サイズ：幅25mm×長さ10m ディスペンサー付	3M CV-25N	巻	15
86	カバーアップテー プ詰替え用	上記のカバーアップテープの詰替え用 サイズ：幅25mm×長さ10m	3M CV-25RN	巻	20
87	製本テープ(契約書 割印用)	サイズ：幅35mm×長さ10m 再生紙	ニチバン BK-35	巻	100

88	指サック (L)	内径: 16.5 mm 1箱20個入	リング型指サック (L) プラス KM-403	箱 (20個入)	10
89	指サック (M)	内径: 14.5 mm 1箱20個入	リング型指サック (M) プラス KM-402	箱 (20個入)	15
90	指サック (S)	内径: 12.0 mm 1箱20個入	リング型指サック (S) プラス KM-401	箱 (20個入)	5
91	ゼムクリップ (特大)	1箱100本入	ライオン ゼムクリップ No. 10	箱 (10個入)	30
92	クリップ (粒)	挟口: 10 mm 綴り枚数: 1~20枚 1箱10個入	ライオン バインダークリップ粒 No. 104 10個入	箱 (10個入)	50
93	クリップ (豆)	挟口: 13 mm 綴り枚数: 1~30枚 1箱10個入	ライオン バインダークリップ豆 No. 105 10個入	箱 (10個入)	20
94	クリップ (小小)	挟口: 15 mm 綴り枚数: 1~35枚 1箱10個入	ライオン バインダークリップ小小 No. 106 10個入	箱 (10個入)	20
95	クリップ (小)	挟口: 19 mm 綴り枚数: 1~50枚 1箱10個入	ライオン バインダークリップ小 No. 107 10個入	箱 (10個入)	20
96	クリップ (中)	挟口: 25 mm 綴り枚数: 1~60枚 1箱10個入	ライオン バインダークリップ中 No. 111 10個入	箱 (10個入)	5
97	クリップ (大)	挟口: 32 mm 綴り枚数: 1~90枚 1箱10個入	ライオン バインダークリップ大 No. 155 10個入	箱 (10個入)	5
98	ステイックのり	内容量: 約20 g	トンボ PT-NCR ステイックのり	本	200
99	ステイックのり詰替え用	上記のステイックのりの詰替え用	トンボ PR-NCR 詰替え用	本	110

		内容量：約20g			
100	液状のり	内容量：50ml	フエキ RS5スponジタイプ 50ml入	本	30
101	テープのり	テープ幅8.4mm×長16m 強粘着	トンボ PN-MAS	個	150
102	テープのり詰替え用	上記のテープのりの詰替え用 テープ幅8.4mm ×長16m 強粘着	トンボ PR-MAS	個	550
103	小型2穴パンチ	サイズ：W165×L111×H86mm 穴あけ数：50枚 質量：830g	コクヨ PN-G5 2B	台	15
104	強力パンチ用替え刃	カール HD-4 30用替え刃	カール K-430	本	5
105	電動パンチ用替え刃	コクヨ PN-E 235用 ライオン E-2 35用替え刃 全長：61mm 1 セット2本入	ライオン 201-9 1	セット (2本入)	10
106	電動穴あけパンチ用替え刃	LIHIT LAB P-2005用替え刃	L I H I T L A B P-67	本	5
107	テープカートリッジ(白)	サイズ：4mm×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS4K	個	15
		サイズ：6mm×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS6K	個	15
		サイズ：9mm×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS9K	個	25

		サイズ：12mm ×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS12 K	個	55
		サイズ：18mm ×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS18 K	個	20
		サイズ：24mm ×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS24 K	個	35
		サイズ：36mm ×8m ラベル色：白 文字色：黒	キングジム SS36 K	個	30
108	テープカートリッジ（透明）	サイズ：4mm× 8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST4K	個	10
		サイズ：6mm× 8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST6K	個	10
		サイズ：9mm× 8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST9K	個	100
		サイズ：12mm ×8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST12 K	個	30
		サイズ：18mm ×8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST18 K	個	15
		サイズ：24mm ×8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST24 K	個	15

		サイズ：36mm × 8m ラベル色：透明 文字色：黒	キングジム ST36 K	個	20
109	ゴミ袋	容量：20リットル 1パック10枚入	ジャパックス TSN 20	パック (10枚入)	110
		容量：45リットル 1パック10枚入	ジャパックス TSN 45	パック (10枚入)	100
		容量：70リットル 1パック10枚入	ジャパックス TSN 70	パック (10枚入)	20
		容量：90リットル 1パック10枚入	ジャパックス TSN 90	パック (10枚入)	30
110	雑袋	容量：150リットル 1パック10枚入	ジャパックス S-1 50	パック (10枚入)	25
111	シュレッダー用ポリ袋	形式：汎用タイプ サイズ：1000 × 850mm 厚み：40μm 1箱100枚入	ライオン MSパック 紐付 Lサイズ 845-4 1	箱 (100枚入)	45
112	消しゴム	サイズ (WDH)： 20 × 11 × 55 mm	トンボ PE-03A	個	420
113	消しゴム (砂)	サイズ (WDH)： 16 × 8 × 67 mm	シード ES-512 N	個	50
114	ホワイトボード用 イレーザー	規格：中(マグネット ト、替え生地詰替 式) サイズ (WDH)： 101 × 55 × 4 0 mm 色：青	コクヨ RA-21	個	50
115	はさみ	サイズ：全長16 5mm・幅71mm 刃渡り寸法：75 mm	コクヨ ハサ-151 B 青	本	70

116	カッター	サイズ:刃幅9mm・全長145mm	コクヨ カッターナイフ HA-7NB	本	45
117	カッター替え刃	上記のカッターの替え刃 羽折具付きケース入り 1箱10枚入り	コクヨ カッターナイフ替え刃用 HA-100SN	箱(10枚入)	5
118	定規	目盛: 30cm 再生アクリル樹脂製 全長320×幅40×厚さ2.2mm	ライオン No. 10 MR 270-62	本	70
119	リムーバー	サイズ (HWL) : 17×18×140mm 色:グレー	マックス RZ-FE	個	15
120	ホチキス	色:ネイビーブルー 針ストック数: 100本 サイズ (HWL) : 66×28×83mm	マックス HD-10 FL3K/B	個	75
121	ホッチキス針(小型用)	内径: 8.4mm 外径: 5mm 1箱1,000本入	マックス・No. 10-1M	箱	550
122	ホッチキス針(中型用)	内径: 約11.5mm 外径: 6mm 1箱1,000本入	マックス・No. 3-1M	箱	5
123	修正テープ	テープ寸法: 幅4~4.2mm×長さ12m	トンボ鉛筆 CT-YX4	個	85
124	修正テープ詰替え用	上記の修正テープの交換用テープ テープ寸法: 幅4~4.2mm×長さ12m	トンボ鉛筆 CT-YR4	個	30
125	ノート (A4)	古紙パルプ70%以上	アピカ 1A4FE	冊	300

		白色度75%以下 A4、1冊40枚入 A罫(7mm)×35行			
126	ノート(B5)	古紙パルプ70%以上 白色度75%以下 B5、1冊40枚入 A罫(7mm)×30行	アピカ 6A4FE	冊	400
127	ノート(B7)	B7、1冊40枚入 A罫(7mm)×15行	コクヨ ノ-231AN	冊	350
128	メモ用紙(A6)	無地、A6サイズ 1冊55枚入	コクヨ メ-30N	冊	70
129	メモ用紙(B6)	7mm横罫、B6 サイズ 1冊50枚入	コクヨ メ-71N	冊	50
130	メモ用紙(B7)	7mm横罫、B7 サイズ 1冊55枚入	コクヨ メ-91	冊	65
131	マグネット(大)	超強力カラーマグ ネット大 外寸法: φ30・7 1パック4個入	コクヨ マク-103 0NT	パック (4個入)	180
132	マグネット(小)	超強力カラーマグ ネット小 外寸法: φ20・7 1パック6個入	コクヨ マク-102 0NT	パック (6個入)	180
133	マグネット画鋲	超強力マグネット 画鋲(ピンタイプ) 外寸法: φ11・16 1パック8個入	コクヨ マク-101 0NT	パック (8個入)	50
134	マグネットフック	超強力マグネット フック(フクピタ) 外寸法(W・D・ H): 55・37・90mm	コクヨ フク-225 W	個	150

135	マグネットクリップ	サイズ：幅 45 mm 保持枚数：A4 約 100 枚 色：青	ジョインテックス B 040J-B 192-159	個	130
136	無地封筒 角2	無地封筒 角2 クラフト 厚さ：85 g/m ² 古紙パルプ40%以上 間伐材使用のこと	高春堂 695-60 間伐材封筒	袋(100枚入)	15
137	無地封筒 角2 パッカー	無地封筒 角2 マチヒモ付・クラフト 厚さ：120 g/m ² 古紙パルプ40%以上 間伐材使用のこと	高春堂 168-60 間伐材封筒	袋(50枚入)	10
138	無地封筒 長3	無地封筒 長3 クラフト 85 g/m ² 古紙パルプ40%以上 郵便番号枠付き 間伐材使用のこと	高春堂 390-60 間伐材封筒	袋(100枚入)	10
139	白無地封筒 長3	白無地(ホワイト) 封筒 長3 紙厚100 g/m ² 古紙パルプ40%以上 1袋100枚入 郵便番号枠付き	高春堂 370	袋(100枚入)	5
140	無地封筒 長4	無地封筒 長4 クラフト クラフト紙・70 g/m ² 古紙パルプ40%以上 1袋100枚入 郵便番号枠付き	高春堂 410	袋(100枚入)	5

141	白無地封筒 長4 (郵便番号枠付き)	白無地(ホワイト) 封筒 長4 紙厚100g/m ² 古紙パルプ40% 以上 1袋100枚入 郵便番号枠付き	高春堂 422	袋 (100枚入)	2
142	輪ゴム (中)	100g 箱入 切幅/折径 : 1.1/70 mm (1箱:約585 本入)	共和 オーバンド・N o. 18	箱	20
143	CD-R (P C D A T A 用)	容量: 700MB 1 パック 10枚入	三菱化学メディア S R 80 P P 10	パック (10枚入)	80
144	CD-RW	容量: 700MB 1 パック 5枚入	三菱化学メディア SW80 EU5V1 (5枚入り)	パック (5枚入)	25
145	DVD-R (P C D A T A 用)	容量: 4.7GB 1 パック 10枚入	三菱化学メディア D HR47JPP10	パック (10枚入)	35
146	DVD-R (録画用)	容量 : 4.7 GB (120分) 1パック 10枚入	三菱化学メディア V HR12JP10V 1	パック (10枚入)	10
147	DVD-RW (録画用)	容量 : 4.7 GB (120分) 1パック 10枚入	三菱化学メディア V HW12NP10V 1	パック (10枚入)	20
148	DVD-RW (データ用)	容量: 4.7GB 1 パック 5枚入	マクセル DRW47 PWB. S1P5SA	パック (5枚入)	20
149	乾電池 (単1)	単1型 1パック 2 本入	ジョインテックス N 121J-2P (2本入り) 365- 385	パック (2本入)	50
150	乾電池 (単2)	単2型 1パック 2 本入	ジョインテックス N 122J-2P (2本入り) 365- 386	パック (2本入)	70
151	乾電池 (単3)	単3型 1パック 2 本入	ジョインテックス N 123J-4P (4本入り) 365-	パック (4本入)	470

			387		
152	乾電池（単4）	単4型 1パック2本入	ジョインテックス N 124J-4P (4本入り) 365- 388	パック (4本入)	450
153	ボタン電池	1.5V	パナソニック アルカリボタン電池 LR44P	個	10
154	ボタン電池	3V	SONY リチウムコイン電池 CR2450	個	10
155	マウスパッド		ジョインテックス A 502J-BK 57 -372	枚	25
156	電子式卓上計算機	表示桁数：12桁,2つのメモリ計算が可能,太陽電池とアルカリ電池の両対応,税計算機能付,早打ち機能付,計算状態表示機能付	キヤノン HS-12 20TUG	台	35
157	抗菌カレタントップシート わし	材質:カレタントップシート ナイロン不織布	キクロン A-532 359-420	個	30
158	抗菌ネットトップシート わし	外寸:横 80×縦 150×厚 20mm	スコッチブライト NT -01K (2個入り)	個	55
159	屑入	222×232×275h	リス 丸8GY 48 361	個	35
160	バケツ	10リットル	アイリスオーヤマ P B-10	個	5
161	エアーダスター	350ml	サンワサプライ CD -31ECO	個	35
162	オフィスクリーナー	200mm x 240mm (80枚)	3M OC-80WN	個	80
163	オフィスクリーナー詰め替え用	200mm x 240mm (80枚)	3M OC-80WR N	袋	520

164	掃除用洗剤	容量/400mL	花王 かんたんマイ ペット 101700 03	本	5
165	掃除用洗剤詰め替 え用	容量/350ml	花王 かんたんマイ ペット 詰め替え用 1017 0024	袋	25
166	食器用洗剤	容量:240ml	花王 キュキュット 本体 1017022 0	本	15
167	食器用洗剤詰め替 え用	容量:385ml	花王 キュキュット 詰替用 101702 21	1本	55
168	台所用塩素系漂白 剤	容量:600ml	花王 キッキンハイ ター 小 600ml 10170002	個	50
169	洗濯用粉洗剤	容量:1kg	花王 アタックバイオ EX 1017007 4	箱	10
170	ぞうきん	材質:綿 100% 寸法(縦 200×横 300mm)	ジョインテックス N 043J 354-1 66	パック (10枚 入)	50
171	食器用ふきん	材質:綿 100% 寸法(縦 350×横 400mm)	アイセン工業 4枚入 182-012 食器用ふきん	パック (4枚 入)	20
172	食用品ラップフィ ルム	30cm×50m	サランラップ レギュ ラー 259-640	本	10
173	手袋	12双入り	ペットハンド 12双 入り 181-396	パック (12双 入)	15
174	ゴム手袋(M サイ ズ)	M サイズ	ナイスハンドミュー 中厚手Mサイズ グリーン 871-4 47	1双	20
175	コロコロ	外寸:幅約 350× 高 590~1050 mm ホール芯内径: 76.5mm	ニトムズ C3280	本	10
176	スペアテープ オ フィスコロコロ	ロール寸法:幅 320mm 50周分	ニトムズ C3270	箱 (3本)	15

				入)	
177	ホワイトカップ	外寸：口径 72.6mm×高 79.3 mm 容量：205ml	サンナップ C 2 0 1 0 0 A-K	箱 (100 個入)	260
178	上質紙 70.5kg・A4	王子製紙 OKプリント上質紙 エコG100	古紙パルプ配合率 70%以上 500枚／包	包 (500 枚入)	10
179	色上質紙(うぐいす色)	紀州製紙 NEW ファインカラー (グリーン)	A4 500枚／包 1404-0094	包 (500 枚入)	10
180	色上質紙(レモン色)	紀州製紙 NEW ファインカラー (ライトクリーム)	A4 500枚／包 1404-0101	包 (500 枚入)	5
181	色上質紙(空色)	紀州製紙 NEW ファインカラー (スカイブルー)	A4 500枚／包 1404-0099	包 (500 枚入)	5
182	色上質紙(桃色)	紀州製紙 NEW ファインカラー (ピンク)	A4 500枚／包 1404-0093	包 (500 枚入)	5
	合計				25,635

納入先一覧

	府舎名	住所
1	原子力規制庁本庁	港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
2	泊原子力規制事務所	北海道岩内郡共和町南幌似141-1 北海道原子力防災センター1階
3	東通原子力規制事務所	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-35 東通村防災センター2階
4	六ヶ所原子力規制事務所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附1-67 原子力防災研究プラザビル2階
5	女川原子力規制事務所	宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-46 女川オフサイトセンター1階
6	福島第一原子力規制事務所	福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-178 福島県南相馬原子力災害対策センター1階
7	福島第二原子力規制事務所	福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字仲丸1-77 福島県楢葉原子力災害対策センター1階
8	柏崎刈羽原子力規制事務所	新潟県柏崎市三和町5-48 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター1階
9	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東1丁目17-1
10	東海・大洗原子力規制事務所ひたちなか分室	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-12 茨城県原子力オフサイトセンター1階
11	川崎原子力規制事務所	神奈川県川崎市川崎区日ノ出1-1-6 神奈川県川崎オフサイトセンター1階
12	横須賀原子力規制事務所	神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所3階
13	浜岡原子力規制事務所	静岡県牧之原市坂口3520番地17 静岡県原子力防災センター1階
14	志賀原子力規制事務所	石川県羽咋郡志賀町西山台2-7 石川県志賀オフサイトセンター1階
15	敦賀原子力規制事務所	福井県敦賀市金山99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター1階
16	美浜原子力規制事務所	福井県三方郡美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6 福井県美浜原子力防災センター1階
17	大飯原子力規制事務所	福井県大飯郡おおい町成和1-1-1 福井県大飯原子力防災センター1階
18	高浜原子力規制事務所	福井県大飯郡高浜町蘭部35-14 福井県高浜原子力防災センター1階
19	熊取原子力規制事務所	大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目1010-1 大阪府熊取オフサイトセンター1階

20	熊取原子力規制事務所東大阪分室	大阪府東大阪市新上小阪1－3 大阪府東大阪オフサイトセンター1階
21	上齋原原子力規制事務所	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514－1 上齋原オフサイトセンター1階
22	島根原子力規制事務所	島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター2階
23	伊方原子力規制事務所	愛媛県八幡浜市北浜一丁目3－37 愛媛県八幡浜庁舎6階
24	玄海原子力規制事務所	佐賀県唐津市西浜町2－5 佐賀県オフサイトセンター1階
25	川内原子力規制事務所	鹿児島県薩摩川内市神田町1－3 鹿児島県原子力防災センター2階
26	青森地域原子力規制総括調整官事務所	青森県青森市新町2－4－25 青森合同庁舎2階
27	六ヶ所保障措置センター	青森県上北郡六ヶ所村尾駿字野附504－36
28	横須賀原子力艦モニタリングセンター	神奈川県横須賀市東逸見町1－14－14 2階
29	佐世保原子力艦モニタリングセンター	長崎県佐世保市干戻町4－1 佐世保港湾合同庁舎 4階
30	沖縄原子力艦モニタリングセンター	沖縄県うるま市勝連平安名2884－10番地

入札適合条件

令和2年度定期消耗品の購入を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。
なお、すべての項目についてカタログ又はメーカー証明書等の資料をもって証明すること。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 仕様書に記載されている要件を満たす調達が可能であることを示すこと。
- (4) 仕様書に記載された「参考商品」以外の商品で入札に参加する場合は、当該商品の仕様・規格等が全て分かる資料（様式自由。以下同じ。）を提出すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（4）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房会計部門が行う適合審査に合格する必要がある。
なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部、及び副1部を提出すること。
また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和2年2月14日（金）17時までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁長官官房会計部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル18階
担当：手代木 祐一 (yuichi_teshirogi@nsr.go.jp)
TEL：03-5114-2103
FAX：03-5114-2174

(様式 1)

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称



代表者役職・氏名



「令和 2 年度定期消耗品の購入」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

(様式 2)

適合証明書

件名 : 令和 2 年度定期消耗品の購入

商号又は名称 :

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）環境省競争参加資格（全省府統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(3) 仕様書に記載されている要件を満たす調達が可能であることを示すこと。</p> <p>(4) 仕様書に記載された「参考商品」以外の商品で入札に参加する場合は、当該商品の仕様・規格等が全て分かる資料（様式自由。以下同じ。）を提出すること。</p>		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

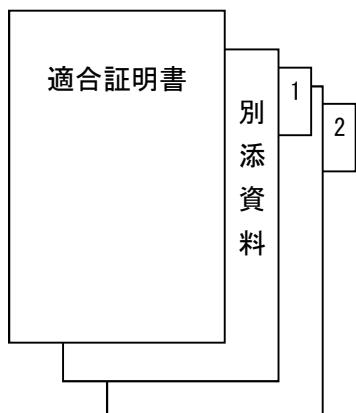
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



①項目ごとにインデックス等を付ける。
②紙ファイル、クリップ等により、順序
よくまとめ綴じる。

(案)
売買契約書

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、下記事項に関し、別記契約心得により売買契約を締結する。

記

契 約 単 価 別紙単価表のとおり

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 件 名 | 令和2年度定期消耗品の購入 |
| 2. 数 量 | 別添仕様書のとおり |
| 3. 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 4. 納 入 期 限 | 契約締結日～令和3年3月31日 |
| 5. 納 入 場 所 | 別添仕様書のとおり |
| 6. 契約保証金 | 全額免除 |

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(別記)

原子力規制委員会原子力規制庁物件売買契約心得

(適用)

第1条 本契約条項（特記事項を含む。）は物件の売買契約に適用する。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（1）甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

（2）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（3）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（給付完了の通知）

第3条 乙は、毎月の物件全部の給付を終えたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（給付完了の検査の時期）

第4条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその給付物件の検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

(かし担保責任)

第6条 甲は、給付物件の引渡しが終った後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、第4条の引渡しを受けてから1か年とする。

3 乙が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(対価の支払)

第7条 甲は、毎月の給付物件の引渡しを受けた後乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならぬ。

(遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間に内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終らないとき 延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第12条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経

過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに引き渡しを受けた物件の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、第4条の引渡しを受けてから1か年とする。

(保全情報の取扱い)

第12条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(契約の公表)

第13条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直

ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除せざるようしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

「令和2年度定期消耗品単価表」

番号	品目	仕様・規格	商品名	単位	単価
1	鉛筆	芯の硬さ：HB 芯の色：黒色 1箱12本入	三菱鉛筆 K9800 EWHB	箱 (12本入)	
		芯の硬さ：B 芯の色：黒色 1箱12本入	三菱鉛筆 K9800 EWB		
2	シャープペンシル	芯の太さ：0.5 mm 軸の色(ブラック)	ゼブラ タブリクリップ MN5-BK	箱 (10本入)	
3	シャープペンシル 替芯	芯の太さ：0.5 mm 芯の硬さ：HB 芯の色：黒色 1個40本入	パイロット neox GRAPHITE HRF5G-20-HB	箱 (10個入)	
		芯の太さ：0.5 mm 芯の硬さ：B 芯の色：黒色 1個40本入	パイロット neox GRAPHITE HRF5G-20-B		
4	ボールペン	インクの色：黒色 インキ：油性 線の太さ：0.7 mm 単純ノック式 ロングリフィル対応	mitsubishi pencil JETSTREAM 黒 0.7	箱 (10本入)	
5	ボールペン替芯	上記のボールペン の替芯 インクの色：黒色 線の太さ：0.7 mm ロングリフィル	ぺんてる BKL7-A 黒	箱 (10本入)	

(以下省略)

※ 以下、仕様書を添付する。